

# 長期優良住宅普及促進事業について

「長期優良住宅普及促進事業」とは

「長期優良住宅普及促進事業」は、地域の中小住宅生産者により供給される木造住宅(一定の長期優良住宅)への助成を行い、住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進する補助事業です。

事業の内容

下記の要件を満たす長期優良住宅に対して補助を行います。  
(平成22年2月10日までに全ての事業が完了し、支援室に実績報告を行うことが条件となります。)

長期優良住宅法の施行(H21.6.4)

1戸当たり  
建設費の1割以内  
かつ100万円を限度  
に補助

支援

中小住宅生産者により  
供給される木造住宅

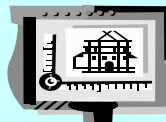
長期優良住宅

《補助の要件》

①長期優良住宅の認定



②所定の住宅履歴情報の整備



③建設過程の公開により、  
関連事業者や消費者等  
を啓発



《補助の要件》の詳しい内容は裏面へ

中小住宅生産者による長期優良住宅の取組の普及促進

補助対象となる住宅の供給事業者について

直近3年間の平均新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅供給事業者で、建築主と住宅の建設工事請負契約を締結し当該住宅の建設工事を行う者、または買主と住宅の売買契約を締結し当該住宅の建設工事を行う者が対象です。(補助を受ける住宅は、1事業者あたり25戸を上限とします)

※ 個別の事業者単独による応募のほか、住宅供給事業者が組織するグループ・団体による応募も可能です。

【お問い合わせ先】長期優良住宅普及促進事業 実施支援室

電話 03-6214-5909

<http://www.cyj-shien.jp>

受付: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～18:00

## 要件① 長期優良住宅建築等計画の認定

所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けるものであること

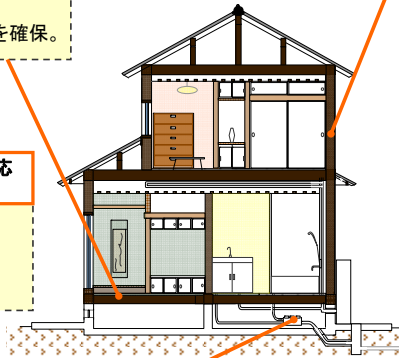
### ■ 長期優良住宅認定基準のイメージ(木造戸建住宅)

**劣化対策**  
数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること  
劣化対策等級3に加えて、  
・床下及び小屋裏の点検口を設置。  
・床下空間に330mm以上の有効高さを確保。

**長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能**  
必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。  
・省エネルギー対策等級4

**維持管理・更新の容易性**  
構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。  
・維持管理対策等級(専用配管)等級3

**居住環境** 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。



**耐震性**  
極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化をはかるため、損傷のレベルの低減をはかる。  
次のいずれかの措置を講じる。  
・耐震等級(倒壊等防止)の等級2とする。  
・大規模地震時の地上部分の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合をそれぞれ1/40以下とする。(層間変形角を確認)  
・免震建築物であること。

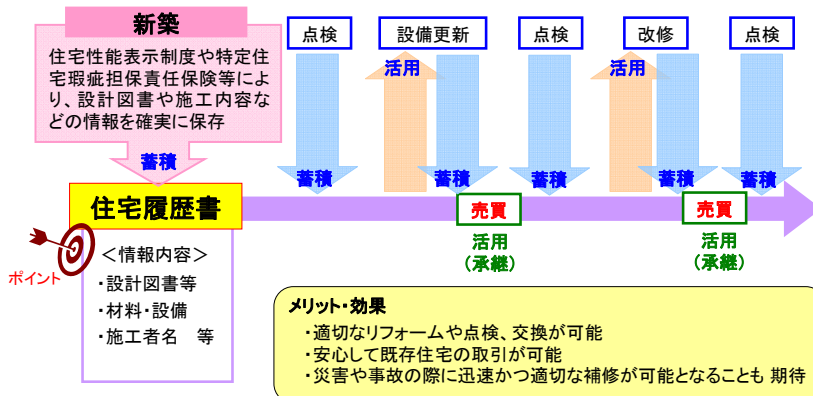
**計画的な維持管理**  
建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること  
・構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分及び給水・排水設備について点検の時期・内容を定めること。  
・少なくとも10年ごとに点検を実施すること。

**住戸面積**  
良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。  
・75㎡以上(2人世帯の一般型誘導居住面積水準)、かつ、住戸内の一つの階の床面積が40㎡以上  
※地域の実情に応じて引上げ・引下げを可能とする。ただし、55㎡(1人世帯の誘導居住面積水準)を下限とする。

長期優良住宅の認定基準等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」をご覧ください。  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

## 要件② 住宅履歴情報の整備

補助事業の実績報告までに住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること



住宅履歴情報については、国土交通省ホームページ「住宅履歴情報の整備検討について」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000001.html)

## 要件③ 建設過程の公開

住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程で、工事中の現場を一般公開すること



注：要件や申込先等、応募手続の詳細については長期優良住宅普及促進事業実施支援室ホームページ( <http://www.cyj-shien.jp> )に掲載の「手続きマニュアル」等をご覧ください。